

公告第787号
令和5年10月10日

鈴与健康保険組合
理事長 佐藤博文

公 告

任意継続被保険者の標準報酬月額について、下記のとおり公告する。

記

1. 標準報酬月額（等級） 360,000円（第25等級）
標準報酬日額 12,000円
2. 算定根拠
令和5年9月末における全被保険者の同月標準報酬月額の平均額（352,634円）を適用する。
3. 適用年月日 令和6年4月1日
4. 適用方法
任意継続被保険者の従前の標準報酬月額（等級）が、第25等級を超えるときは、上記標準報酬月額（第25等級）を適用。
第25等級以下の時は、従前の標準報酬を適用する。

以上